

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500037号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500011号

第1 結論

昭和49年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年2月及び同年3月

私は、昭和45年10月に結婚し夫の扶養となったため、年金は納めていなかった。知人から、老後年金を多くもらうためには国民年金に任意加入したほうが良いと聞き、昭和49年2月頃に、A市役所の支所で加入手続を行った。その際に、2か月分の国民年金保険料1,800円を納付した。請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年2月頃、A市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、その際に、2か月分の国民年金保険料1,800円を納付したと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年2月頃に払い出されたと推認され、請求者の所持する国民年金手帳、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者は、昭和49年2月*日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間の保険料納付は可能である上、納付したとする2か月分の保険料額1,800円は、当時の保険料額と一致している。

また、請求者は、請求期間を除き国民年金被保険者期間に未納はなく、国民年金の種別変更手続も適正に行われているなど、国民年金加入後の請求者の年金への関心は極めて高いものと認められる上、請求者が2か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500025号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500012号

第1 結論

昭和54年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和56年3月まで

昭和54年3月までは実家で学生生活をしていましたが、同年*月にA県へ転居し、B市役所で住所変更の手続を行った際、国民年金の加入を勧められて加入した。A県では2年間働き、国民年金保険料は納付書に現金を添えて、同市役所窓口で昭和54年*月から1か月3,300円の国民年金保険料を3か月ごとに、まとめて納付していた。翌年度の保険料は少し上がったが、同様に3か月ごとに納付したと記憶している。請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年*月にB市に転入した時に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る2年間は、国民年金保険料の納付書に現金を添えて同市役所窓口で3か月ごとに納付していたとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年*月頃に払い出されたと推認され、請求期間については、国民年金保険料の納付可能な期間である。

また、請求者が記憶する上記の納付方法は請求期間当時のB市の納付方法と符合している上、昭和54年度に納付したとする月額保険料についても、請求期間当時の国民年金の月額保険料と一致しているなど、請求期間の保険料の納付方法、納付場所、納付金額についての説明は具体的であり、請求内容に不自然さは見当たらない。

さらに、請求者は、昭和54年*月に国民年金に加入後、請求期間を除いて国民年金保険料の未納期間はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることが確認できることから、請求者の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500153号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500020号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年10月19日から平成6年3月4日に訂正し、平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額を15万円に、平成6年1月及び同年2月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成5年10月19日から平成6年3月4日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成6年9月1日から同年3月4日に訂正し、同年3月から同年8月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成6年3月4日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年3月4日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年10月19日から平成6年3月4日まで
② 平成6年3月4日から平成6年9月1日まで

私は平成5年5月頃からA社に勤務し、平成6年3月頃に同社はB社に引き継がれたが、平成7年8月に退職するまで事務員として継続して勤務していた。請求期間①はA社、請求期間②はB社の厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、当時各事業所から交付された給料明細書では厚生年金保険料が控除されていたので被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、雇用保険の記録により、請求者が平成6年3月3日までA社に継続勤務していたことが確認できるが、厚生年金保険の記録では、平成5年10月19日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、厚生年金保険の記録では、A社は平成5年10月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったこととされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者の中には、平成6年1月1日の標準報酬月額随時改定記録を平成6年12月15日に遡及取消されている者が多数存在しており、かつ、これらの遡及処理前の記録から、平成5年10月19日においてA社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

以上のことから総合的に判断すると、請求者について、平成6年1月1日の標準報酬月額随時改定記録を取り消す処理及び平成5年10月19日の資格喪失記録の入力処理を行う合理的な理由は見当たらず、これらの遡及処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における被保険者資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成6年3月4日であると認められる。

また、平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額については、平成5年10月の厚生年金保険の記録から15万円、平成6年1月及び同年2月の標準報酬月額については、平成6年1月の記録から13万4,000円とすることが必要である。

2 請求期間②については、雇用保険の記録により、請求者がB社に平成6年3月4日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は当時厚生年金保険の適用事業所となっていないが、法人として登記されていたことから、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

さらに、請求者の保管する給料明細書により、平成6年3月から同年8月までは報酬月額13万1,550円の支払いを受け、同年3月及び同年6月から同年8月までについては報酬月額に基づく標準報酬月額（13万4,000円）に見合う厚生年金保険料（9,715円）が給与から控除されているが、同年4月及び同年5月については報酬月額に基づく標準報酬月額（13万4,000円）より高額な標準報酬月額15万円に相当する厚生年金保険料（10,837円）が給与から控除されていることが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、給料明細書で確認できる報酬月額から13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは平成6年3月から平成6年8月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成6年3月から平成6年8月までの期間において、B社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成6年3月4日から平成6年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500026号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500009号

第1 結論

昭和55年9月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年9月から同年12月まで

私は、会社を退職する際に総務担当者から国民年金の加入について指導をうけたことから、昭和55年9月頃、雇用保険被保険者証を持参し、A市役所で国民年金の加入手続を行った。後日、国民年金保険料の納付書が届いたので、昭和55年12月に同市役所で4か月分の保険料をまとめて約15,000円を納付した。請求期間が未加入となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した後の昭和55年9月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、国民年金保険料の納付書が届いたので、昭和55年12月に同市役所で4か月分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年1月頃に払い出されたものと推認され、請求者に係るA市の国民年金資格・納付記録及びオンライン記録によると、請求者は、昭和56年1月*日に任意加入していることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない。

また、オンラインによる氏名検索及び国民年金被保険者払出検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500035号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500010号

第1 結論

昭和43年2月から昭和59年3月までの請求期間、昭和60年4月から同年6月までの請求期間、昭和61年4月から昭和62年9月までの請求期間、昭和63年4月から同年12月までの請求期間及び平成4年4月から平成18年8月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年2月から昭和59年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで
③ 昭和61年4月から昭和62年9月まで
④ 昭和63年4月から同年12月まで
⑤ 平成4年4月から平成18年8月まで

私は、時期ははっきり覚えていないが、A市役所で自分と夫の国民年金の加入手続をした。その際、市役所の担当者から、自分が国民年金保険料の免除に該当するかもしれないこと、及び納付書を送付することの説明を受けた。後日、保険料の納付書が送られてこなかったため、国民年金に加入してからずっと免除となっていたと思っていた。請求期間が免除ではなく未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、請求者は、請求期間について免除ではなく未納とされていることに納得できないと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の免除の適用を受けるためには、毎年、市区町村に対して免除申請を行う必要があり、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、請求期間を含む国民年金被保険者期間について、国民年金保険料の免除申請を行ったこと及び免除承認通知を受け取ったことはないとしているなど請求内容には不自然さがみられる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年3月頃払い出されたと推認され、当該時点では、請求期間①のうち、昭和43年2月から昭和53年12月までの期間については、免除申請をすることは制度上できない。

そのほか、請求者が請求期間①から⑤までについて、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500050号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500013号

第1 結論

昭和50年*月から昭和53年3月までの請求期間及び昭和53年12月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年*月から昭和53年3月まで
② 昭和53年12月から昭和56年3月まで

私は、昭和50年*月頃、A市の出張所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を納付していなかった。

結婚後の昭和56年5月以降に国民年金保険料の未納通知がB町、又はC町から送付されたため、妻が妻の父に相談したところ、請求期間①及び請求期間②の合計65か月分の保険料を妻の父が昭和57年頃までに一括して納付してくれ、妻の父から保険料を納付した領収証を見せられた。私の妻は、当該領収証の金額について、15万円ほどであったと記憶している。

請求期間①及び②に係る国民年金保険料が未納と記録されていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年5月以降に国民年金保険料の未納通知が送付され、昭和57年頃までの間に請求期間①及び②に係る保険料を請求者の妻の父が一括して納付したと主張しているところ、請求者は、当該期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする請求者の妻の父は既に死亡しその証言を得ることができない。

また、請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿の備考欄に「56.8.11 保険料未納催告」との記載があり、B町が昭和56年8月11日に請求者に対して、昭和56年度の現年度保険料に未納があるとの案内を行っていた形跡がみられるが、当該時点において、請求期間①及び請求期間②のうち昭和53年12月から昭和54年6月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、上述した昭和56年8月時点において、昭和54年7月から昭和56年3月までの期間に係る国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であるが、当該期間に相当する保険料額は、請求者が主張する金額と相違している。

加えて、請求者には、オンライン記録により確認できる国民年金手帳記号番号のほかに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はない上、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500022号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500014号

第1 結論

昭和47年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和54年3月まで

A市役所から「過去の保険料を全部納付できる」との手紙が来たので、昭和54年4月頃、兄がA市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、昭和47年*月から昭和54年3月まで未納だった私の国民年金保険料10万から20万円を納付書によらず現金で納付した。領収書は受け取ったが現在はない。この期間は未納と記録されているが、納付したので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から昭和54年10月頃に行われたと推認され、その時点において請求期間に係る国民年金保険料の特例納付及び過年度納付を行うことは可能であったが、請求者は直接納付に関与しておらず、一括納付したとする請求者の兄は請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が明確ではない。

また、請求者の兄は15万円くらいを納付したと回答しているが、請求期間に係る国民年金保険料(特例納付及び過年度納付保険料)を納付した場合の金額27万6,560円とは相違している。

さらに、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500029号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年3月23日から同年4月1日まで
② 昭和47年12月31日から昭和48年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A株式会社B工場での資格取得日が昭和45年4月1日、資格喪失日が昭和47年12月31日となっているが、同社同工場に関する資料を確認したところ、入社年月日は昭和45年3月23日、退職年月日は昭和47年12月31日となっているため、昭和45年3月23日を資格取得日、昭和48年1月1日を資格喪失日として記録を訂正し、それぞれ年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の雇用保険記録によると、A株式会社B工場において請求期間①を含む昭和45年3月23日から昭和47年12月30日まで加入していることが確認できる。

しかしながら、A株式会社B工場は、平成16年7月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、A株式会社に係る閉鎖事項全部証明書では、同社は平成17年3月31日に解散していることが確認できるところ、解散時の同社に係る代表取締役は、同社B工場に係る厚生年金保険適用関係及び賃金台帳等の資料はないので請求者の給与からの保険料控除を確認できないと陳述している。

また、請求期間①当時、A株式会社B工場に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したが、請求者の給与からの保険料控除に関して、具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者の雇用保険記録によると、A株式会社B工場に係る離職年月日が昭和47年12月30日と記録されているところ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している上、前記の代表取締役は、同社同工場に係る厚生年金保険適用関係及び賃金台帳等の資料はないので請求者の勤務実態及び給与からの保険料控除を確認できないと陳述

している。

また、請求期間②当時、A株式会社B工場に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したが、請求者の勤務実態及び給与からの保険料控除に関して、具体的な陳述は得られなかった。

なお、請求者は、平成26年12月27日付けの『退職証明書』等を提出しているが、前記のとおりA株式会社はすでに解散しており、関連資料の保存は無く、当該資料に係る具体的事実の確認をすることはできない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。